

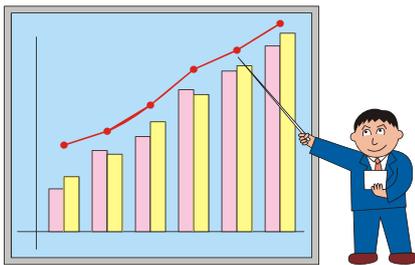
# 中川事務所新聞

第39号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【そろそろ金利上昇の影響が】

変動金利型融資の金利が上昇改定されているようです。都市銀行などのプロパー融資で0.25%が平均的な上昇幅です。今後金利が上昇して行くことは誰の目にも明らかです。固定金利の制度融資の利用など、将来への備えを真剣に考えるべき時期に来ているのかもしれません。



### 【飲酒運転はやめましょう】

福岡で飲酒運転による悲惨な

事故がありました。これを受けて警察庁は緊急の通達を出しました。9/12～18までを特別取締強化週間として検問等を徹底するそうです。

取締の有無に関係なく、酒を飲んだら車の運転はやめましょう。



### 【LLPアシストが一周年を迎えました】

昨年8月に結成した士業コンサルタントグループであるLLPアシストが1歳の誕生日を迎え

ました。各分野の専門家が集まり、統一的な経営支援を目指して日々奮闘しています。これからも総合力を持って皆様の経営向上に役立ちたいと考えています。



### 【9月の事務予定】

- ・厚生年金保険料の改定
- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・5月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税

## 知ってお得！？法律雑学

Q. 契約が切れる2週間前になって家主が突然家賃を2倍にする、嫌なら出て行けといわれました。これって契約違反ですよな？



A. 法律上は、契約が切れる1年前から6ヶ月前までの間に、

相手方に何の通知もしなければ、それまでと同条件で契約が成立したとみなされます。また、仮に家主が6ヶ月前に契約更新しない旨を通告していても、あなたが出て行かず、しかも家主がすぐに異議を唱えなければ、自動的に契約更新されたこととなります。

家賃に関しては、税金が増えたことなどを理由として、家主から適正な範囲内の増

額の主張が認められます。

一方、家が古いかトラブルが多いなどの理由で、借主側から減額の主張をすることも認められます。

いずれにしても、家主だからといって一方的に強い立場にあるわけではありません。借主も法律で守られているのですから、対等な立場で対処しましょう。

# 経営談義

## 【総資本利益率】

決算書の貸借対照表 (B/S) の一番下の金額 (右も左も同額です) を総資本といいます。例えば、現金300万円を資本金として商売を始めた当初の総資本は300万円です。1年過ぎて利益を30万円獲得できれば総資本利益率は10%です。

翌年、借金300万円をして (総資本は630万円に増加) 50万円稼げたとすると、総資本利益率は8%になります。このとき、借金の金利が3%であれば、差引5%の利ざやが稼げたことになります。

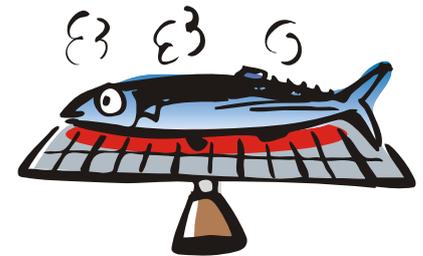


上記の例は他の条件を無視した極めて単純な計算ですが、言わんとするところは資本の効率性です。B/Sには、会社が経営活動に使っている全ての資本が計上されているのが原則ですが、これと稼ぎ出す利益のバランスは注視する必要があります。

例えば、余分なものや過去の遺物を抱えたまま総資本が異常に膨らみ、わずかばかりの利益しか計上できていない会社は、効率が悪いということなので、資産を売り払って借金の返済に回すということも必要です。

逆に、非常に小さな総資本で結構な利益を稼ぎ出しているところは、「儲け損ない」

が発生している可能性もあるので、借入金を増やしてでも総資本を増強すれば、金利以上の利益を獲得できることになります。



もっとも、借入金で事業に関係無いものを購入すれば、単純に利益率が下がることは言うまでもありません。

一度B/Sをゆっくり眺めてみて、余分なものや足りないものがあるかどうか検討してみてくださいはいかがでしょうか。

## あとがき

八月十九日はバイクの日。この日に私の愛車も新調しました。旧バイクは走行距離2万kmで、さすがにあちこちガタガタになっていました。新バイクは燃費も50%改善し、ガソリン代節約に大いに貢献しています。

節約といえば、我が家の7〜8月の1カ月電気代は1万円を切っていました。朝までエアコン3台を使ってこの金額です。ガスは無いので光熱費はこれが全てです。まさに恐るべしオール電化!

私も先月で39歳になりました。体力の衰えに抵抗するため、不定期ながら事務所周辺でのジョギングは続けています。



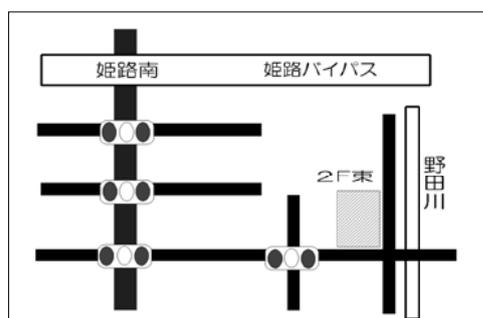
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp